

○東京藝術大学大学院音楽研究科「小川尚子賞海外派遣奨学金」
要項

（令和4年11月10日
教授会決定）

（趣旨）

第1条 この要項は、東京藝術大学奨学金規則第4条に基づき、小川尚子賞海外派遣奨学金（以下「奨学金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（資格）

第2条 奨学金を受給できる者は、給付決定年度の3月31日現在で大学院音楽研究科声楽専攻、オペラ専攻又は音楽専攻声楽研究領域に在籍する者（当該年度の修了者を含む。）のうち、海外留学、研修その他海外における研究活動（以下「留学等」という。）を希望する学生とする。

（選考方法等）

第3条 前条に該当し、奨学金の受給を希望する者は、各年度の1月に、奨学金留学等申請書（別紙様式1）を声楽部会に提出するものとする。

2 声楽部会は、奨学金留学等申請書（別紙様式1）を提出した者のうちから、各年度2月末までに奨学金受給候補者の推薦を行う。

第4条 奨学金受給者は、前条により推薦された奨学金受給候補者の中から、音楽学部学生生活委員会において審議し、教授会の承認を経て学長が決定する。

（受給者数）

第5条 各年度の奨学金受給者は、2名以内とする。

（奨学金給付の申請）

第6条 給付が決定された者は、奨学金留学等申請書（別紙様式1）に記載した留学等期間開始時までに、奨学金給付申請書（別紙様式2）を音楽学部学生募集係に提出するものとする。

（奨学金給付額）

第7条 奨学金給付額は、1人につき年額500,000円とする。

（奨学金の返還）

第8条 奨学金の給付を受けた者は、給付決定年度の翌年度3月末までに留学等を開始できなかった場合、奨学金を返還しなければならない。

（成果の報告）

第9条 奨学金の給付を受けた者は、留学等終了後3ヶ月以内に奨学金海外留学等成果報告書（別紙様式3）を提出しなければならない。

附 則

この要領は、令和4年11月10日から施行する。

小川尚子賞海外派遣奨学金留学等申請書

(フリガナ)			(写真添付)
氏 名	男：女		
生 年 月 日	年 月 日生 (歳)		
現 住 所	(携帯)		
連 絡 先	E-mail :		
所 属 等	大学院音楽研究科 専攻		年次 修了
	入学年度： 年度	学生番号：	
語 学 能 力	(種類／スコア)		
留学等先機関	(大学／学部・研究科など)		
留 学 等 期 間	年 月 ～ 年 月		
応募の動機および海外での活動計画※			

※別添可

派遣期間中の国内連絡先

氏 名 :	_____	続 柄 :	_____
住 所 :	_____	連 絡 先 :	_____

小川尚子賞海外派遣奨学金給付申請書

年 月 日

音楽研究科長 殿

所属
申請者
氏名

下記のとおり奨学金の給付を申請します。

記

留学等の目的：

留学等期間：

申請額： 円

※留学等を証明する資料（受入証明書）を添付すること。

教師に個人的に師事する場合は受入について確認できる教員等とのやり取り等、研究活動の場合は詳細なスケジュールを提出すること。

※日本語以外の言語の場合は日本語訳を添付すること。

小川尚子賞海外派遣奨学金成果報告書

年 月 日

音楽研究科長 殿

所属

氏名

下記のとおり報告します。

記

留 学 等 の 目 的 :

留 学 等 期 間 :

成 果 の 概 要 :

※留学・研修先期間に在籍していたことを証明する資料（在籍証明書、成績証明書、学生証の写し等）を併せて提出すること。

教師に個人的に師事した等の場合は、その教師に実質的に指示したことを証明する資料（教師が作成した指導内容、成果、評価等に関する証明書で、必ず指導教師のサインがあるもの）、研究活動の場合は出入国がわかる書類を提出。

※日本語以外の言語の場合は日本語訳を付けること。